

佐久市物品購入等入札参加資格審査における市内業者及び準市内業者の認定基準

(目的)

第1条 この基準は、佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿に登録する者（以下「登録業者」という。）について、入札参加資格審査において市内業者及び準市内業者を認定するに当たり、認定基準を明確にすることにより、入札・契約制度の透明性、公平性及び客観性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本店等 登記上の本店又は個人事業者の住所地若しくは青色申告の事業所所在地等をいう。
- (2) 営業所等 営業所、支店等をいう。
- (3) 市内業者 佐久市内に本店等を有するもので、次条に規定する要件を満たす事業者をいう。
- (4) 準市内業者 佐久市外に本店等を有し、かつ、佐久市内に営業所等を有するもので、次条に規定する要件を満たす事業者をいう。
- (5) 市外業者 前2号に掲げるもの以外の事業者をいう。

(市内業者又は準市内業者の認定要件)

第3条 市内業者又は準市内業者としての認定に必要な要件（以下「認定要件」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所としての形態を整え、営業活動を行っていること。
- (2) 事業所の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていること。
- (3) 事務等を執り行える事務用什器、備品、通信機器等が具備されていること。
- (4) 電話番号及びファックス番号が市内の本店等又は営業所等のものであること。
- (5) 連絡がとれる体制（常時不在転送電話による体制、単なる連絡員の配置による電話の取次ぎによる体制その他これらに類するものを除く。）となっていること。
- (6) 営業活動を行い得る人的配置（配置人員が他の事業所と兼務となっているもの及び終日不在の状態が頻繁となるものを除く。）がなされていること。
- (7) 市内業者の場合は、本店等において、市との契約締結が完結できること。
- (8) 準市内業者の場合は、佐久市内の営業所等に、見積、入札、契約、納入、代金の請求、受領その他契約履行に関する全ての権限が与えられた者が配置されていること。

(実態調査)

第4条 職員は、前条に規定する認定要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、随時実態調査を行うものとする。

(市内業者又は準市内業者の取扱い停止)

第5条 市長は、現に市内業者又は準市内業者の認定を受けている事業者が、次のいずれかに該当する場合は、改善指導を行う。

(1) 認定要件を満たしていないことが判明した場合

(2) 実態調査に応じない場合

(3) その他市内業者又は準市内業者として取り扱うことに疑義が生じた場合

2 前項の規定による改善指導を行ったときは、第3条に規定する認定要件を満たしていないものとみなし、認定要件を満たしていることが確認できるまでの間又は前項第3号の疑義が解消されるまでの間、当該事業者の市内業者又は準市内業者としての取扱いを停止し、市外業者として取り扱うものとする。

3 市長は、前項の規定による取扱い停止を行った事業者に対し、市内業者又は準市内業者としての取扱いを停止する旨を通知し、通知日の業者選定より適用する。

(市内業者又は準市内業者の取扱い停止の解除)

第6条 市長は、前条の規定により市内業者又は準市内業者の取扱いを停止している事業者から改善報告書が提出され、認定要件を満たしていることが確認できたときは、市内業者又は準市内業者の取扱い停止を解除するものとする。

2 市長は、前項の規定による解除を行った事業者に対し、市内業者又は準市内業者としての取扱い停止を解除する旨を通知し、通知日の業者選定より適用する。

附 則

この基準は、平成28年10月7日から施行し、平成29年以後の登録業者について適用する。